



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局 発 表
令和 3 年 6 月 29 日 (火)
午前 8 時 30 分 解禁

担 当	京都労働局 労働基準部健康安全課 健康安全課長 堀 記子 安全専門官 河野 孝昭 電話 075-241-3216(ダイヤルイン)
--------	---

令和 2 年の京都府下の労働災害発生状況をまとめました。

～休業 4 日以上之死傷災害は大幅増加～

京都労働局（局長：^{かねざしよしゆき}金刺義行）は、このたび、令和 2 年の労働災害発生状況を別添のとおりとりまとめましたので、公表します。

第 13 次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、引き続き重点業種対策や業種横断的な転倒災害防止対策、高年齢労働者対策などに取り組んでまいります。

令和 2 年の労働災害による死亡者数は 9 人（対前年比 39 人減）、休業 4 日以上之死傷者数は 2,528 人（対前年比 139 人増）となりました。死傷災害について、職場における新型コロナウイルス感染症での死傷者数（118 人）を除いても、前年より 21 人増加しました。

労働災害発生状況の概要は次の通りです。

- 1) 業種別にみると、保健衛生業（459 人①）、製造業（449 人①）、運輸業（378 人②）、商業（369 人②）、建設業（295 人②）の順であった。○数字は死亡者数
運輸業のうち陸上貨物運送事業では 303 人と前年より 53 人増加した。
- 2) 事故の型別では、「転倒」が 506 人（20.0% 対前年比 50 人増）、次いで「動作の反動・無理な動作」が 489 人（19.3% 74 人増）、「墜落・転落」が 402 人（15.9% 15 人増）となっており、「動作の反動・無理な動作」（腰痛等）、「転倒」の増加が目立った。
- 3) 年齢別では、60 歳以上が 619 人で、前年より 36 人増加し全体の 24.5%、概ね 4 分の 1 を占めている。
- 4) 災害の程度としては、54.1%の被災者が 1 か月以上の休業（死亡を含む）を要していた。
- 5) 事業場規模別では、従業員数 50 人未満の事業場での発生が 1,455 人で全体の 57.6%、概ね 6 割を占めている。

7 月 1 日から 7 月 7 日は第 94 回目となる全国安全週間です。

すべての働く方が安心して安全に働くことができる職場の実現を目指し、各事業場の皆様には裏面記載のスローガンの下での取り組みを要請しています。

また、7 月 5 日（月）には建設現場の局長パトロールを行うこととしています。

☆ 局 長 パ ト ロ ー ル ☆

1 日 時 令和3年7月5日(月) 10:00～12:00

2 場 所 京都府長岡京市下海印寺下内田ほか
 済生会京都府病院新築工事
 株式会社大林組 京都支店

「令和3年度 全国安全週間（第94回）」スローガン

持続可能な安全管理
未来へつなぐ安全職場

添付資料

別添 令和2年労働災害発生状況の分析
 (参考)

「ストップ転倒災害」

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」

令和 2 年労働災害発生状況の分析

目 次

1 概況	2
(1) 死亡者数	3
(2) 死傷者数	4
2 第 13 次労働災害防止推進計画重点業種の災害発生状況	8
(1) 建設業	9
(2) 製造業	11
(3) 林業	13
(4) 陸上貨物運送事業	14
(5) 小売業	15
(6) 社会福祉施設	17
(7) 飲食店	18
資料 1 京都府内の業種別労働災害発生状況	
資料 2 令和 2 年 死亡災害発生状況	
資料 3 令和 2 年 死亡災害一覧表	
資料 4 第 13 次労働災害防止推進計画の進捗状況	
資料 5 転倒災害の発生状況	

1 概況

京都府下の令和2年の労働災害による**死亡者数**（以下「死亡者数」という。）は、9人（前年比－39人、433%減）と大幅に減少した。大幅減となった原因は、令和元年7月に発生した放火事件による死亡数が36人であったため、放火事件での死亡者数を除くと12人から3人減少となっている。

一方、休業4日以上**の死傷者数**（以下「死傷者数」という。）は2,528人（前年比＋139人、5.8%増）、と増加した。新型コロナウイルス感染症のり患による被災者は118人となり、これを除くと2,410人（前年比＋21人、0.9%増）となった。

京都府下の死傷災害は、増減を繰り返しながら長期的には減少し、平成28年に2,296人と過去最少となるも、その後増減を繰り返し、令和2年は平成23年以来の2,500人台となった。

「第13次労働災害防止推進計画」（以下「13次防」という。）（平成30年度～令和4年度）において、死亡者数の目標〔12次防期間と比較して15%以上減少させる（83人→70人）〕、死傷災害についての目標〔基準年（平成29年）と比較して5%以上減少させる（2,430人→2,308人）〕達成ともに非常に厳しい状況となった。

なお、全国における令和2年の**死亡者数**は802人（前年比－43人、5.1%減）と3年連続で過去最少となったが、**死傷者数**は、131,156人（前年比＋5,545人、4.4%増）の増加となった。

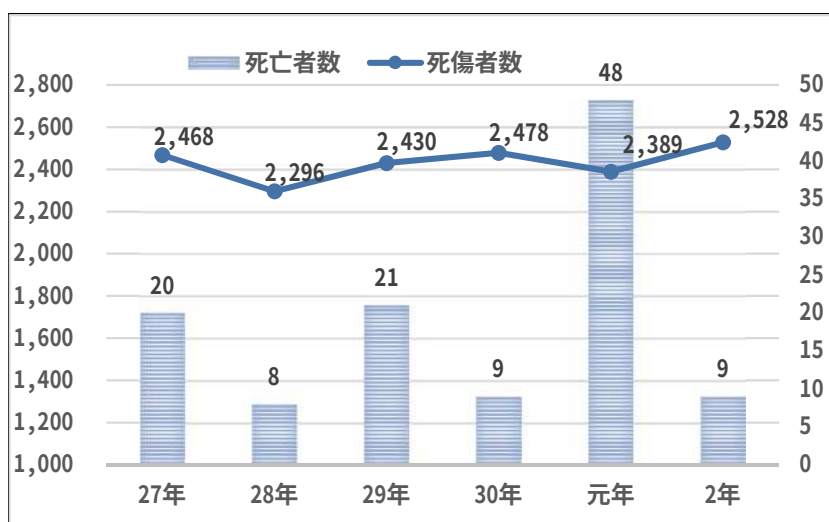
「第13次労働災害防止計画」における死亡者数の目標〔平成29年比で死亡者数を15%以上減少させる（978人→831人以下とする。）〕を超える減少となった一方、死傷者数の目標〔平成29年比で5%以上減少させる（120,460→114,437人）〕達成は困難な状況となった。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況（京都）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
死亡者数（人）	21	9	48(12)※	9
休業4日以上 の死傷災害 （人）	2430	2478	2389	2528

※()は放火事件を除いた人数

グラフ1 死亡者数・死傷者数の推移（京都）



(1) 死亡者数

※1 死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計

業種別では、建設業2人(−5)、運輸業2人(+1)、商業2人(+1)、製造業1人(±0)、鉱業1人(+1)、保健衛生業1人(+1)となっている。

13次防の死亡災害についての重点業種は、「建設業」、「製造業」、「林業」であるが、建設業は前年比で5人減少、製造業と林業は増減なく、かつ、林業では平成29年以降死亡災害は発生していない。商業と運輸業では各1名増で、重点業種の製造業よりも多く発生している。

表2 業種別 死亡者数の推移(人)

	29年	30年	元年	2年	合計	13次防目標値
全産業	21	9	48(12)	9	66(30)	70
建設業	10	3	7	2	12	22
製造業	3	1	1	1	3	8
林業	0	0	0	0	0	3
商業	2	4	1	2	7	—
運輸交通業	4	1	1	2	4	—
鉱業	0	0	0	1	1	—
保健衛生業	0	0	0	1	1	—
清掃業	1	0	1	0	1	—
警備業	1	0	1	0	1	—
映画・演劇業	0	0	36	0	36	—

事故の型別では、「墜落・転落」3人(−2)、「交通事故」2人(±0)、「はさまれ・巻き込まれ」1人(+1)、「激突され」1人(±0)、「切れ・こすれ」1人(+1)、「その他」1人(+1)である。

事故の型で死亡者の多い主要なものは「墜落・転落」、「交通事故(道路)」、「はさまれ・巻き込まれ」である。

表3 事故の型別 死亡者数の推移(人)

	29年	30年	元年	2年	合計
墜落・転落	4	2	5	3	10
交通事故(道路)	6	3	2	2	7
はさまれ・巻き込まれ	2	3	0	1	4
激突され	3	0	1	1	2
倒壊・崩壊	3	1	1	0	2
飛来・落下	2	0	2	0	2

(2) 死傷者数

※ 2 労働者死傷病報告をもとに、休業 4 日以上之死傷者数を集計

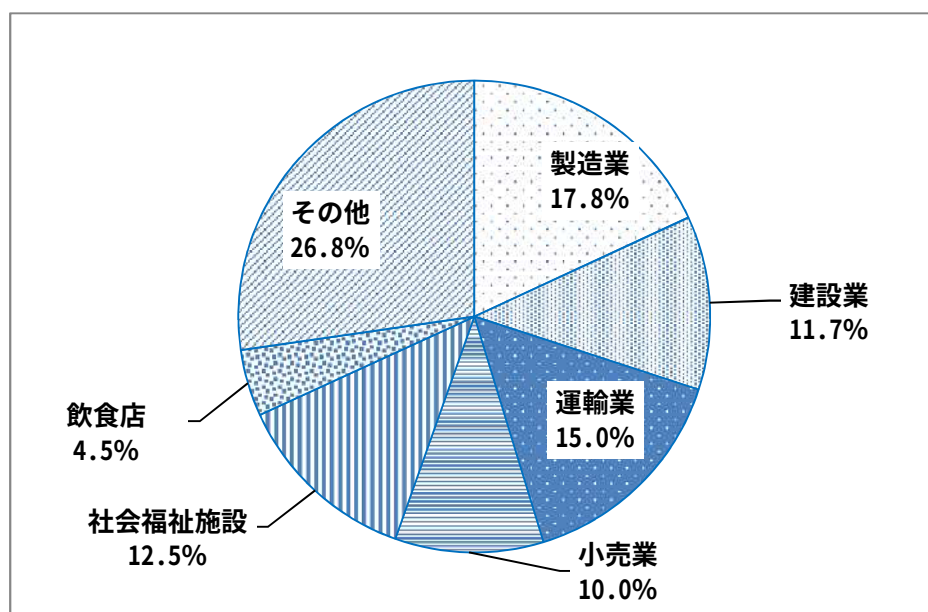
業種別

業種別では、①保健衛生業 459 人（構成比 18.2%（うち社会福祉施設 317 人、同 12.5%））、②製造業 449 人（同 17.8%）、③運輸業 378 人（同 15%（うち道路貨物運送・陸上貨物取扱業 303 人、同 12.0%））、④商業 369 人（同 14.6%）、⑤建設業 295 人（同 11.7%）の順である。これらの業種は全て前年より増加しているが、特に保健衛生業は大幅に増加し最多業種となった。さらに保健衛生業のうち、社会福祉施設の増加が著しい。また運輸業のうち道路貨物運送・陸上貨物取扱業の増加も顕著となっている。

表 4 業種別 死傷者数の推移（人）と令和 2 年構成比

	29 年	30 年	元年	2 年	令和 2 年構成比
全産業	2430	2478	2389	2528	
製造業	483	458	448	449	17.8%
建設業	304	296	268	295	11.7%
運輸業	412	430	369	378	15.0%
道路貨物運送・ 陸上貨物取扱業	275	300	250	303	(12.0%)
小売業	257	248	254	253	10.0%
社会福祉施設	211	214	232	317	12.5%
飲食店	118	136	114	113	4.5%

グラフ 2 業種別死傷者数構成比（令和 2 年）



事故の型別

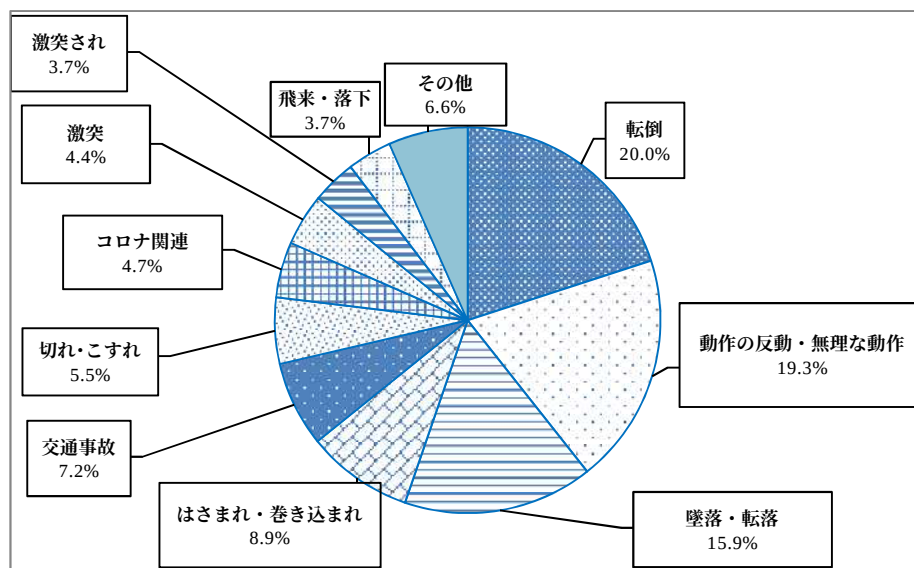
事故の型別では、①「転倒」506 人、②腰痛などの「動作の反動・無理な動作」489 人、③「墜落・転落」402 人、④「はさまれ・巻き込まれ」226 人、⑤交通事故 181 人と続き、転倒災害、動作の反動・無理な動作は前年に比べ大きく増加した。

なお、職場における新型コロナウイルス感染症の罹患者数は 118 人となり、従前の災害に上乗せする状況であるが、同罹患者数を差し引いたとしても死傷者数は 2410 人で、前年より 21 人増加している。

表 5 事故の型別死傷者数と構成比

	事故の型	死傷者数 (人)	構成比	増減 (人)		事故の型	死傷者数 (人)	構成比	増減 (人)
1	転倒	506	20.0%	+50	7	コロナ関連	118	4.7%	—
2	動作の反動・無理な動作	489	19.3%	+74	8	激突	110	4.4%	—5
3	墜落・転落	402	15.9%	+15	9	激突され	94	3.7%	—14
4	はさまれ・巻き込まれ	226	8.9%	—54		飛来・落下	94	3.7%	—2
5	交通事故（道路）	181	7.2%	—13		その他	168	6.6%	—
6	切れ・こすれ	140	5.5%	+2					

グラフ 3 事故の型別死傷者数構成比



年齢別

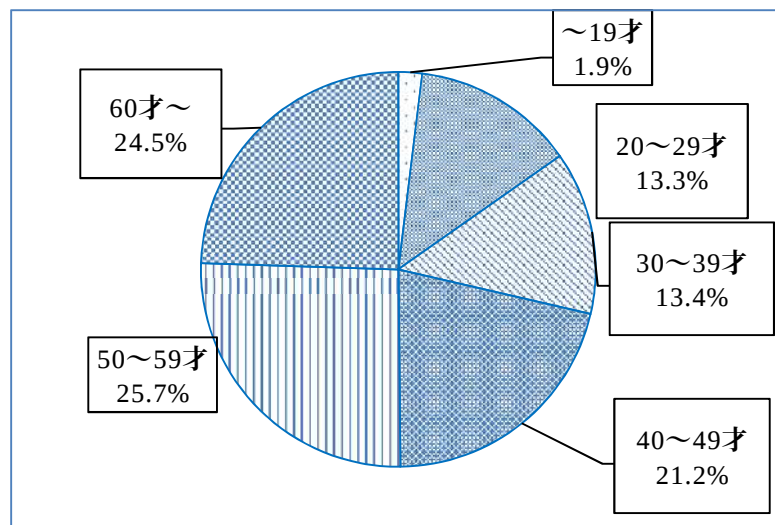
年齢別では、20 歳以上のすべての年代で前年より増加している。

特に 50 歳～59 歳で 69 人増加により 649 人、また 60 歳以上も 36 人増加の 619 人で、50 歳以上の被災者は 1268 人で、全体の 50.2%の被災者が、50 歳以上となった。

表 6 年齢別 死傷者数と構成比

	死傷者数（人）	構成比	増減（人）
60 歳～	619	24.5%	+36
50 歳～59 歳	649	25.7%	+69
40 歳～49 歳	536	21.2%	+5
30 歳～39 歳	338	13.4%	+14
20 歳～29 歳	337	13.3%	+15
～19 歳	49	1.9%	±0

グラフ 4 年齢別 死傷者数構成比



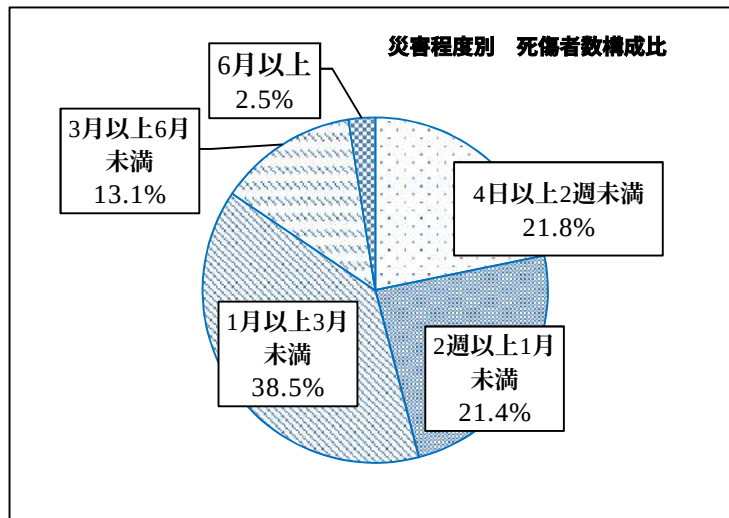
災害の程度別

災害の程度としては、1 か月以上の休業を要する災害が半数以上を占めている。

表 7 災害程度別 死傷者数と構成比

	死傷者数（人）	構成比	増減（人）
4 日以上 2 週未満	551	21.8%	+35
2 週以上 1 月未満	610	24.1%	+65
1 月以上 3 月未満	974	38.5%	+75
3 月以上 6 月未満	330	13.1%	+16
6 月以上	63	2.5%	-52

グラフ 5 災害程度別 死傷者数構成比



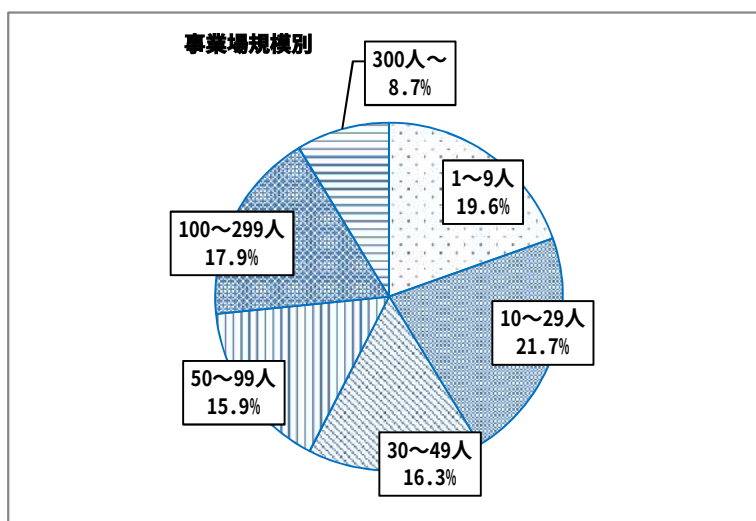
事業の規模別

事業場規模別では従業員数 30 人未満の事業場での発生が 1,043 人で全体の 41.3%、50 人未満の事業場では 1,455 人と全体の 57.6%を占めている。

表 8 事業場規模別 死傷者数と構成比

規模	死傷者数（人）	構成比	増減（人）
1 人～9 人	495	19.6%	+16
10 人～29 人	548	21.7%	－4
30 人～49 人	412	16.3%	+68
50 人～99 人	401	15.9%	+22
100 人～299 人	453	17.9%	+11
300 人～	219	8.7%	+26

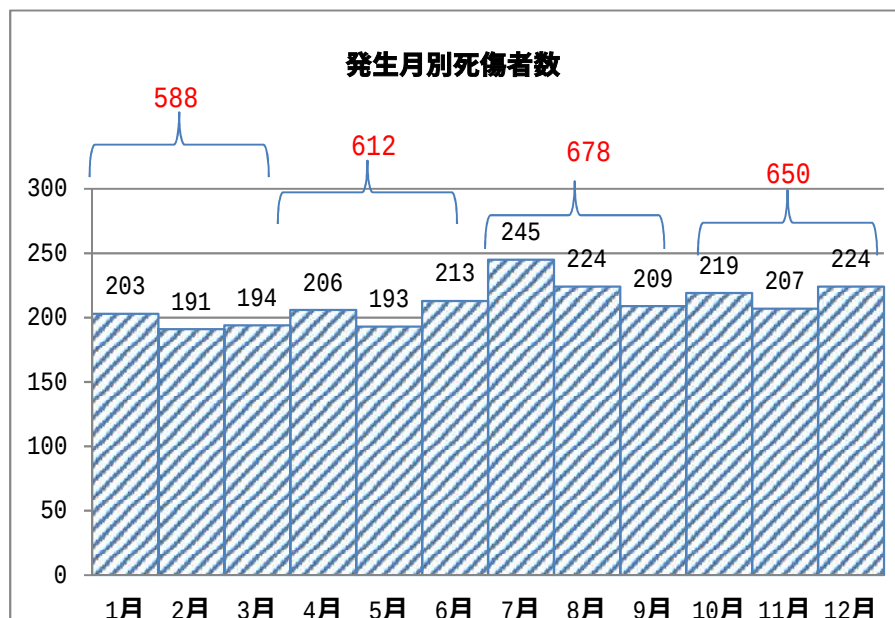
グラフ 6 事業場規模別 死傷者数構成比



災害発生月

災害発生月でみると、7月が最多、次に8月と12月となっているが、その他の月は概ね200人前後で推移している。

グラフ7 災害発生月別 死傷者数



2 第13次労働災害防止推進計画重点業種の災害発生状況

13次防においては「死亡災害」と「死傷災害」それぞれ重点業種を定めている（表9、10）。

表9 重点業種別目標（死亡災害）

	12次防期間		13次防期間目標
全産業	83人	⇒	70人
建設業	26人	⇒	22人
製造業	10人	⇒	8人
林業	4人	⇒	3人

＊12次防期間中と比較して
13次防期間中の死亡者数を
15%以上減少させる。

表10 重点業種別目標（死傷災害）

	平成29年		令和4年目標
全産業	2,430人	⇒	2,308人
陸上貨物運送事業	267人	⇒	減少させる
小売業	248人	⇒	減少させる
社会福祉施設	204人	⇒	減少させる
飲食店	113人	⇒	減少させる

＊平成29年と比較して
令和4年までに全産業で休業4日以上
の死傷災害を
5%以上減少させる。
重点業種では減少させる。

(1) 建設業

(ポイント)

- 死亡者数は 2 人で前年より 5 人減少したが、死傷者数は 295 人で前年より 27 人増加した。
- 死傷者数は、土木工事、建築工事、その他の建設ともに増加しており、建築工事での増加は木造家屋建築工事業での増加による。
- 死傷災害は、「墜落・転落」が最多で 92 人 (+1 人) であり、続いて「はさまれ・巻き込まれ」35 人 (+1 人)、「切れ・こすれ」32 人 (+6 人)、「動作の反動・無理な動作」31 人 (+14 人)、「飛来・落下」26 人 (+3 人) である。

【解説】

- 死亡災害について、1 人は、建築工事での墜落、1 人は土木工事で枯損木の枝打ち作業中にチェーンソーで被災したものであった。
- 死傷災害は、平成 12 年の 672 人以降減少傾向にあり、令和元年に 268 人と過去最低となったが、令和 2 年は増加に転じた。
- 建設業の中で、死傷災害の発生が最も多いのは建築工事業で、建設業の 57.3%を占め、前年より 9 人増加した (160 人⇒169 人)。
- 建築工事業の中では、鉄骨・鉄筋家屋等建築工事業は 59 人と最も発生件数が多いが、前年より 7 人減少、一方木造家屋等建築工事業では、前年より増加した (33 人⇒42 人)。
- 土木工事業では死傷者数は 62 人で建設業全体の 21.0%ではあるが、前年より 14 人増加し、建設業としての死傷災害増加の要因となっている。
- 事故の型としては、「墜落・転落」が 93 人で全体の 31.5%を占め、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が 35 人 (11.9%)、「切れ・こすれ」32 人 (10.8%)、「動作の反動・無理な動作」31 人 (10.5%)、「飛来・落下」26 人 (8.8%) と続く。
- 「墜落・転落」のうち、起因物別では、「はしご等」が最多 (93 人中 35 人、37.6%) であった。墜落制止用器具の政省令が改正されたこともあり、墜落による死亡者は減少したが、死傷者数はほぼ横ばい、はしごや脚立等の墜落制止用器具を使用しない場面での墜落・転落災害が多くを占める傾向となった。
- 事故の型で前年より大幅に増加したのは「動作の反動・無理な動作」の 14 人であった。また、死傷者 295 人中、145 人が経験年数 10 年未満であった。
- 建設業を取り巻く状況として、令和 2 年の設備投資の建築物着工面積は全国、京都府ともに前年より減少しているが、住宅投資の着工新築住宅戸数は全国の減少割合に比べ京都府はほぼ横ばい、また、公共投資の公共工事前払補償請負金額は、京都府では全国の増加率よりも増加率は高い。
- また、建設従事者の京都府における有効求人倍率は、一般事務職に比べて非常に高く、人手不足状態が続いている状況にある。

【対策】

- 「墜落・転落」災害防止のため、引き続き法令遵守の徹底を図る。
- フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用の徹底を図る。
- はしごや脚立を使用する前に、確認すべき対策の徹底を図る。

表 11 事故の型別死亡者数及び事故の型別死傷者数(建設業)

		H30		R1		R2	
		人数	増減	人数	増減	人数	増減
死亡災害		3	-7	7	+4	2	-5
業種別	土木工事	1	-2	1	±0	1	±0
	建築工事	2	-4	6	+4	1	-5
	(うち木造家屋)			(1)	+1		-1
	その他の建設		-1				
事故の型別	墜落・転落	2	-1	4	+2	1	-3
	はさまれ・巻き込まれ		-1				
	切れ・こすれ					1	+1
	飛来・落下			2			
	崩壊・倒壊	1	-1	1	±0		-1
	激突され		-1				
	交通事故(道路)		-1				
死傷災害		296	-8	268	-28	295	+27
業種別	土木工事	50	-17	48	-2	62	+14
	建築工事	202	+15	160	-42	169	+9
	(うち木造家屋)	(57)	+12	(33)	-24	(42)	+9
	その他の建設	44	-6	60	+16	64	+4
事故の型別	墜落・転落	109①	+2	92①	-17	93①	+1
	はさまれ・巻き込まれ	30③	-1	34②	+4	35②	+1
	切れ・こすれ	35②	+8	26③	-9	32③	+6
	動作の反動・無理な動作	23⑤	+3	17	-6	31④	+14
	飛来・落下	27④	±0	23⑤	-4	26⑤	+3
	転倒	14	-10	24④	+10	23	-1
	激突	11	-4	11	±0	7	-4
	激突され	18	+9	13	-5	9	-4

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告 ○囲みは多い順

表 12 設備投資・住宅投資・公共投資の状況（出典 京都府経済の動向・令和 3 年 5 月報告）

	設備投資（建築物着工面積） 単位㎡		住宅投資（着工新築住宅戸数） 単位 戸数		公共投資（公共工事前払保証請負金額） 単位 百万円	
	全国	京都	全国	京都	全国	京都
元年	11,026,824	283,982	905,123	15,600	14,838,430	212,929
2 年	7,892,042	224,831	814,765	15,592	15,396,718	264,829
2 年／元年	71.6%	79.2%	90.0%	99.9%	103.8%	124.4%

表 13 京都府の常用労働者求人倍率

	平成 31 年 4 月分	令和 2 年 4 月	令和 3 年 4 月
一般事務員	0.29	0.25	0.20
建築・土木技術者	6.01	5.75	5.74
建築躯体工事の職業	20.09	23.59	17.57
建設の職業	6.38	6.08	6.56
電気工事の職業	5.83	6.09	4.78
土木の職業	8.88	10.79	9.39

（出典 職業安定業務統計）

（2）製造業

（ポイント）

- 死亡者は 1 人で前年と同数、死傷者は 449 人で、ほぼ横ばい（前年より 1 人（0.2%）増加）であった。
- 死傷災害は、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が最多（102 人）であり、続いて「転倒」（82 人←前年 82 人）、「動作の反動・無理な動作」（65 人←前年 49 人）となっている。

【解説】

- 死亡災害は、業務に起因して精神障害を発症しての自殺である。
- 死傷災害では①食料品製造業 148 人（－5 人）、②金属製品製造業 58 人（＋12 人）、③一般機械器具製造業 44 人（－1 人）、④化学工業 31 人（＋1 人）の順となっている。
- 食料品製造業における死傷災害は、製造業においては従来から最多業種となっている。
- 死傷災害の事故の型では「はさまれ・巻き込まれ」が 102 人と全体の 22.7%を占めるが前年（144 人）と比較すると 42 人の減少となった。
- 「転倒」は、82 人で横ばいであるが、製造業の中では 2 番目に多い。続いて、「動作の反動・無理な動作」65 人（＋16 人）、「墜落・転落」54 人（＋19 人）、「切れ・こすれ」45 人（＋14 人）の順となっている。
- はしご等からの「墜落・転落」はプラス 19 人と大きく増加した。
- 製造業を取り巻く状況として、鉱工業生産指数は、対前年比で大きく減少しているにもかかわらず、死亡者数、死傷者数ともに横ばい状態であった。

【対策】

- 機械等に起因する「はさまれ・巻き込まれ」等の災害を防止するため、リスクアセスメントと必要な機械等の改善措置を確実に図る。
- はしごや脚立を使用する前に、確認すべき対策の徹底を図る。
- クレーンの使用に伴う労働災害を防止するため、玉掛け作業の安全に係るガイドライン等の資料を活用し、同ガイドラインに基づく取組の適切な実施を図る。

表 14 事故の型別死者数及び事故の型別死傷者数(製造業)

		H30		R1		R2	
		人数	増減	人数	増減	人数	増減
死亡災害		1	-2	1	±0	1	±0
業種別	一般機械器具製造業					1	+1
	パルプ・紙・印刷・製本業			1	+1		-1
	輸送用機械器具製造業	1	+1		-1		
	繊維工業・繊維製品製造業		-1				
	窯業・土石製品製造業		-2				
事故の型別	はさまれ・巻き込まれ	1	±0				
	崩壊・倒壊		-1				
	激突され		-1				
	熱中症			1	+1		-1
	その他（自殺）					1	+1
死傷災害		458	-25	448	-10	449	+1
業種別	食料品製造業	153①	+2	148①	-5	150①	+2
	金属製品製造業	46②	-17	58②	+12	60②	+2
	一般機械器具製造業	45③	+8	44③	-1	42③	-2
	化学工業	29④	+5	30④	+1	31④	+1
	電気機械器具製造業	28⑤	+1	30④	+2	25⑤	-5
	木材・木製品等製造業	18	-9	14	-4	25⑤	+11
	パルプ・紙・印刷・製本業	26	-13	29	+3	22	-7
事故の型別	挟まれ・巻き込まれ	116①	-25	144①	+28	102①	-42
	転倒	102②	+15	82②	-20	82②	±0
	動作の反動・無理な動作	50④	-3	49③	-1	65③	+16
	墜落・転落	67③	+22	35④	-32	54④	+19
	切れ・こすれ	39⑤	-1	31⑤	-8	45⑤	+14

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告 ○囲みは多い

表 15 鋳工業生産指数（H23=100）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	対令和元年比
全国	104.2	101.1	90.9	－10.1
京都	97.9	90.7	80.0	－10.7

（出典 府企画統計課、経済産業省）

※厚生労働省集計の雇用保険産業別適用状況（京都労働局分月報）によれば、令和 3 年 3 月末時点で、前年同期と比較すると、全産業では適用事業所及び被保険者数とも増加しているが、製造業では適用事業所数、被保険者数ともに減少している。

表 16 雇用保険産業別の適用状況（製造業）

		適用事業所数	被保険者数
平成 30 年	全体	44,282	746,423
3 月末	製造業	6,316	184,234
平成 31 年	全体	44,762 ↑	754,232 ↑
3 月末	製造業	6,249 ↓	186,536 ↑
令和 2 年	全体	45,156 ↑	763,960 ↑
3 月末	製造業	6,187 ↓	188,005 ↑
令和 3 年	全体	46,115	767,450
3 月末	製造業	6,160	186,211

（3）林業

（ポイント）

- ・ 死亡者数は 0 人で、3 年連続ゼロとなった。
- ・ 死傷者数は 23 人で前年より 3 人(11.5%)減少した。
- ・ 死傷災害の事故の型では、「激突され」（8 人←前年 5 人）、「切れ・こすれ」（3 人←前年 4 人）、「はさまれ・巻き込まれ」（3 人←前年 3 人）となっている。
- ・ 起因物では、「環境等」（15 人）、「木材加工用機械」（3 人）、「用具」（2 人）、「車両系木材伐出機械等」（2 人）と続くが、「環境等」は全体の 65.2%を占めている。

【対策】

- 令和元年 8 月に施行された改正労働安全衛生規則に基づき、伐木作業等の安全対策の徹底を図る。
- 令和 2 年 1 月 31 日付改正の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」の周知徹底を図る。

表 17 事故の型別死傷者数の推移（林業）

		H30		R1		R2	
		人数	増減	人数	増減	人数	増減
死傷災害		30	+4	26	-4	23	-3
事故の型別	激突され	4	+3	5	+1	8	+3
	はさまれ・巻き込まれ	3	+1	3	±0	3	±0
	切れ・こすれ	7	+6	4	-3	3	-1
	墜落・転落	4	-1	3	-1	2	-1
	転倒	2	-1	1	-1	2	+1
	飛来・落下	7	-1	4	-3	2	-2

出典：労働者死傷病報告

表 18 起因物別死傷者数（令和 2 年 林業）

	起因物別	死傷者数（人）	構成比
1	環境等	15	65.2%
2	木材加工用機械	3	13.0%
3	用具	2	4.3%
3	車両系木材伐出機械等	2	4.3%

（４）陸上貨物運送事業

（ポイント）

- ・ 死亡者数は 2 人であった（前年死亡者ゼロ）。
- ・ 死亡災害の事故の型別では「はさまれ・巻き込まれ」と「激突され」であった。
- ・ 死傷者数は 303 人で前年より大きく 53 人(21.2%)増加した。
- ・ 死傷災害の事故の型では、「動作の反動・無理な動作」が最多（77 人←前年 49 人）であり、続いて「墜落・転落」（68 人←前年 70 人）、「転倒」（42 人←前年 23 人）、「はさまれ・巻き込まれ」（30 人←前年 34 人）と続く。
- ・ 「動作の反動・無理な動作」、「転倒」が大きく増加した。

【解説】

- 死亡災害は自社の倉庫で高所作業車を使用して建物塗装中に高所作業車と鉄骨の間に頭をはさまれたものと、構内駐車場に駐車していたトラックが後方に動き出したので、トラック後方に回って止めようとしてトラックに激突されたものであった。
- 死傷災害の事故の型では、腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」が、これまで一番多く発生していた「墜落・転落」（68 人）の件数を超え 77 人となった。
- 「転倒」も +19 人と大幅に増加し（42 人）、陸上貨物運送事業の災害増加の大きな要因となっている。
- 運送業界を取り巻く状況として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響で宅配便取扱個数が増加しており、今後も災害増加の懸念がある。

【対策】

- 陸上貨物運送事業での荷役作業は自社の管理下でない荷主先で行われることが多く「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく指導を災害防止団体と連携を図りながら実施する。

表 19 事故の型別死亡者数及び死傷者数の推移(陸上貨物運送事業)

		H29	H30		R1		R2	
		人数	人数	増減	人数	増減	人数	増減
死亡者数		3	1	-1		-1	2	+2
事故の型	はさまれ・巻き込まれ		1	+1		-1	1	+1
	墜落・転落	1		-1				
	激突され						1	+1
	交通事故	2		-2				
死傷者数		275	300	+25	250	-50	303	+53
事故の型別	動作の反動・無理な動作	53②	51②	-2	49②	-2	77①	+28
	墜落・転落	67①	90①	+23	70①	-20	68②	-2
	転倒	38③	38④	±0	23④	-15	42③	+19
	はさまれ・巻き込まれ	31④	45③	+14	34③	-11	30④	-4
	激突	28⑤	23⑤	-5	23④	±0	22⑤	-1
	交通事故	20	13	-7	16	+3	21	+5

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告 ○囲みは多い順

表 20 宅配便取扱個数 単位：千個

	2019 年	2020 年
宅配取扱個数	4,226,531	4,635,185

出典 国土交通省トラック輸送情報（令和 2 年（2020 年）12 月分

（5）小売業の労働災害発生状況

（ポイント）

- ・ 死亡者数は 1 人で前年と同数、死傷者数は 253 人で前年より 1 人減少した。
- ・ 死傷災害の事故の内訳は、「転倒」が最多（77 人）、続いて「動作の反動・無理な動作」（47 人）、「交通事故」（26 人）、「墜落・転落」（25 人）、「切れ・こすれ」（22 人）となっている。
- ・ 死傷者の年齢では 50 歳～59 歳（65 人）、60 歳以上（71 人）と、53.8%が 50 歳以上となっている。

【解説】

- 死亡災害は、商品をバイクで配達中の交通事故によるものであった。
- 死傷災害の内訳では、多店舗展開している食品スーパーやホームセンター等において、多店舗での発生により、同一企業の下で複数の労働災害が発生しているケースが認められる。

【対策】

- 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、労働災害の防止が人員損失の防止につながり経営課題対策としても認識されるよう啓発する。
- 「STOP！転倒災害プロジェクト」、「職場における腰痛予防対策指針」、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組等を促進する。
- 多店舗展開する企業の本社等へ、災害防止対策の水平展開を図るよう働きかけを行う。

表 21 事故の型別死亡者数及び死傷者数の推移(小売業)

		H29	H30		R1		R2	
		人数	人数	増減	人数	増減	人数	増減
死傷災害		257	248	+9	254	+6	253	-1
事故の型別	転倒	77①	76①	-1	64①	-12	77①	+13
	動作の反動・無理な動作	35②	39②	+4	50②	+11	47②	-3
	交通事故	30④	26④	-4	36③	+10	26③	-10
	墜落・転落	35②	32③	-3	34④	+2	25④	-9
	切れ・こすれ	27⑤	21⑤	-6	19⑤	-2	22⑤	+2

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告 ○囲みは多い順

表 22 年齢別 死傷者数と構成比（全産業と小売業）

	小売業		全産業	
	死傷者数（人）	構成比	死傷者数（人）	構成比
60 歳～	71	28.1%	619	24.5%
50 歳～59 歳	65	25.7%	649	25.7%
40 歳～49 歳	35	13.8%	536	21.2%
30 歳～39 歳	28	11.1%	338	13.4%
20 歳～29 歳	41	16.2%	337	13.3%
～19 歳	13	5.1%	49	1.9%

(6) 社会福祉施設

(ポイント)

- 死傷者数は 317 人で前年 (232 人) より大幅増加となった。
- 死傷災害の発生原因は、多い順に、腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」(118 人←前年 84 人)、「転倒」(71 人←前年 57 人)「交通事故」(33 人←前年 32 人)、となっており、いずれも増加した。

【解説】

- 死傷災害は、平成 29 年から連続で増加しているが、令和 2 年は 85 人もの大幅な増加となった。
- 事故の型の順位は例年同様、「動作の反動・無理な動作（腰痛）」、「転倒」、「交通事故」であったが、特に「動作の反動・無理な動作」が 34 人、「転倒」が 14 人増加していることが、全体の災害増加要因となっている。
- 年齢別では、60 歳以上の労働者が被災する割合が、全業種に比べて高いのが特徴的である。
- また、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害の発生が 31 人となり、従来の災害に上乗せされる状況となったことも、大幅増加につながっている。
- なお、京都府高齢者健康福祉課発表統計によれば、京都府内の介護サービス事業所の指定数は、平成 31 年 3 月末時点では前年よりも減少に転じたが、令和 2 年 3 月末時点ではやや増加している。一方、要介護等認定者数は、増加し続けており、介護労働者にかかる負担度合いが高まることが想定される。

【対策】

- 「STOP！転倒災害プロジェクト」、「職場における腰痛予防対策指針」、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」等に基づく取組を促進する。
- 体力チェックや運動習慣の定着に向けた取組を推進する。

表 23 事故の型別死亡者数及び死傷者数の推移 (社会福祉施設)

		H29		H30		R1		R2	
		人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
死傷災害		211	－5	214	＋3	232	＋18	317	＋85
事故の型別	動作の反動・無理な動作	90①	＋10	71①	－19	84①	＋13	118①	＋34
	転倒	49②	－18	52②	＋3	57②	＋5	71②	＋14
	交通事故	36③	＋9	31③	－5	32③	＋1	33③	＋1
	激突され	5	－4	7	＋2	15⑤	＋8	20④	＋5
	墜落・転落	9④	＋3	17④	＋8	17④	±0	17⑤	±0
	その他(コロナを含む)	4		2		2		38	

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告 ○囲みは多い順

表 24 年齢別 死傷者数と構成比（全産業と社会福祉施設）

	社会福祉施設		全産業	
	死傷者数（人）	構成比	死傷者数（人）	構成比
60 歳～	102	32.2%	619	24.5%
50 歳～59 歳	81	25.6%	649	25.7%
40 歳～49 歳	57	18.0%	536	21.2%
30 歳～39 歳	37	11.7%	338	13.4%
20 歳～29 歳	39	12.3%	337	13.3%
～19 歳	1	0.3%	49	1.9%

25 京都府 要介護等認定者数（人）

※京都府高齢者健康福祉課発表統計

		H28 年 3 月末	H29 年 3 月末	H30 年 3 月末	H31 年 3 月末	R2 年 3 月末
要支援		39,808	40,440	40,408	44,594	44,972
要介護	1～2	52,258	54,440	56,449	57,016	58,456
	3～5	49,429	50,171	51,313	52,224	52,994
合計		141,495	145,051	148,170	153,834	156,422

表 26 京都府 介護サービス事業所指定状況

※京都府高齢者健康福祉課発表統計

	H28 年 3 月末	H29 年 3 月末	H30 年 3 月末	H31 年 3 月末	平成 30 年度
居宅サービス等事業所	13,611	13,672	13,819	12,555	12,569
介護保険施設	252	253	252	250	253
合計	13,863	13,925	14,071	12,805	12,822

(7) 飲食店の労働災害発生状況

(ポイント)

- ・ 死傷者数は 113 人で前年より 1 人減少したが、ほぼ横ばいであった。
- ・ 死傷災害の発生原因は、「高温・低温の物との接触」が 25 人と最も多く、次いで「転倒」（22 人）、「墜落・転落」（18 人）が続く。
- ・ 年齢別では

【解説】

- 死傷災害の原因のうち、「高温・低温の物との接触」は、全数が火傷で、前年より 7 人増加した。
- 「転倒」、「墜落・転落」による死傷者数はほぼ横ばいであった。
- 「切れ・こすれ」は前年から 13 人と大きく減少した。
- 令和 2 年の 20 歳未満の労働者が死傷災害に占める割合は 8%であった。全業種の 1.9%に比べると約 4 倍であるが、例年は 10%以上が 20 歳未満であり、コロナ禍における店舗の休業の影響と考えられる。

【対策】

- 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、労働災害の防止が人員損失の防止につながり経営課題対策としても認識されるよう啓発する。
- 「STOP！転倒災害プロジェクト」、「職場における腰痛予防対策指針」、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組等を促進する。

		H29		H30		R1		R2	
		人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
死傷災害		118	+1	136	+18	114	-22	113	-1
事故の型別	高温・低温の物との接触	18③	-5	20③	+2	18③	-2	25①	+7
	転倒	34①	+4	22②	-12	20②	-2	22②	+2
	墜落・墜落	11④	+2	16④	+5	13⑤	-3	18③	+5
	切れ・こすれ	31②	+5	37①	+6	27①	-10	14④	-13
	動作の反動・無理な動作	9⑤	+2	12⑤	+3	14④	+2	14④	±0

表 27 事故の型別死亡者数及び死傷者数の推移(飲食店) 出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告 ○囲みは多い順

表 28 年齢別 死傷者数と構成比(全産業と飲食店)

	飲食店		全産業	
	死傷者数(人)	構成比	死傷者数(人)	構成比
60歳～	28	24.8%	619	24.5%
50歳～59歳	18	15.9%	649	25.7%
40歳～49歳	20	17.7%	536	21.2%
30歳～39歳	13	11.5%	338	13.4%
20歳～29歳	25	22.1%	337	13.3%
～19歳	9	8%	49	1.9%

京都府内の業種別 労働災害発生状況

資料 1

京 都 労 働 局

区 分 業 種	休業4日以上之死傷災害				死 亡 災 害		
	2年	元年	対前年 増 減	増 減 率 (%)	2年	元年	対前年 増 減
全 産 業	2,528	2,389	139	5.8	9	48	-39
製 造 業	449	448	1	0.2	1	1	
食 料 品 製 造 業	150	148	2	1.4			
繊維工業・繊維製品製造業	8	25	-17	-68.0			
木材・木製品・家具等製造業	25	14	11	78.6			
パルプ・紙・印刷・製本業	22	29	-7	-24.1		1	-1
化 学 工 業	31	30	1	3.3			
窯業土石製品製造業	14	10	4	40.0			
鉄鋼・非鉄金属製造業	12	16	-4	-25.0			
金 属 製 品 製 造 業	60	58	2	3.4			
一般機械器具製造業	42	44	-2	-4.5	1		1
電気機械器具製造業	25	30	-5	-16.7			
輸送用機械等製造業	9	13	-4	-30.8			
電気・ガス・水道業	4	2	2	100.0			
そ の 他 の 製 造 業	47	29	18	62.1			
鉱 業	6	1	5	500.0	1		1
建 設 業	295	268	27	10.1	2	7	-5
土 木 工 事 業	62	48	14	29.2	1	1	
建 築 工 事 業	169	160	9	5.6	1	6	-5
木造家屋等建築工事業	42	33	9	27.3		1	-1
そ の 他 の 建 設 業	64	60	4	6.7			
運 輸 業	378	369	9	2.4	2	1	1
鉄道等・道路旅客運送業	74	117	-43	-36.8		1	-1
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	303	250	53	21.2	2		2
その他の運輸交通・港湾運送業	1	2	-1	-50.0			
農林・畜産・水産業	62	64	-2	-3.1			
林 業	23	26	-3	-11.5			
商 業	369	358	11	3.1	2	1	1
小 売 業	253	254	-1	-0.4	1	1	
金 融 ・ 広 告 業	32	32	±0	—			
保 健 衛 生 業	459	317	142	44.8	1		1
社 会 福 祉 施 設	317	232	85	36.6	1		1
接 客 娯 楽 業	171	194	-23	-11.9			
旅 館 業	28	38	-10	-26.3			
飲 食 店	113	114	-1	-0.9			
ゴルフ場の事業	13	18	-5	-27.8			
清 掃 ・ と 畜 業	117	119	-2	-1.7		1	-1
ビルメンテナンス業	70	53	17	32.1			
産業廃棄物処理業	21	27	-6	-22.2		1	-1
そ の 他	190	219	-29	-13.2		37	-37
警 備 業	46	32	14	43.8		1	-1

※ 休業4日以上之死傷災害数は労働者死傷病報告による。 死亡災害数は死亡災害報告による。

令和2年 死亡災害発生状況

資料2

京 都 労 働 局

1.業種別発生状況

	2年	元年	増 減
全 産 業	9	48	-39
製 造 業	1	1	
鉱 業	1		1
建 設 業	2	7	-5
運 輸 業	2	1	1
農 林・畜産・水産業			
商 業	2	1	1
そ の 他	1	38	-37

業種別発生状況のうち、建設業の内訳

	2年	元年	増 減
建 設 業 総 計	2	7	-5
土 木 工 事 業	1	1	
建 築 工 事 業	1	6	-5
木造家屋等建築工事業		1	-1
そ の 他 の 建 設 業			

2.事故の型別労働災害発生状況

	2年	元年	増 減
事 故 の 型 別 総 計	9	48	-39
墜 落・転 落	3	5	-2
転 倒			
激 突			
飛 来・落 下		2	-2
崩 壊・倒 壊		1	-1
激 突 さ れ	1	1	
はさまれ・巻き込まれ	1		1
切 れ・こすれ	1		1
踏 み 抜 き			
お ぼ れ			
高温・低温の物との接触		1	-1
有害物等との接触			
感 電			
爆 発			
破 裂			
火 災		36	-36
交通事故（道路）	2	2	
交通事故（その他）			
動作の反動、無理な動作			
そ の 他	1		1
分 類 不 能			

3.起因物別労働災害発生状況

	2年	元年	増 減
起 因 物 総 計	9	48	-39
動 力 機 械	原 動 機		
	動力伝導機構		
	木材加工用機械	1	1
	建設機械等	2	2
	金属加工用機械		
物 上 げ 装 置 運 搬 機 械	一般動力機械		
	動力クレーン等		
	動力運搬機	2	2
そ の 他 の 装 置 等	乗 物	1	1
	圧 力 容 器		
	化 学 設 備		
	溶 接 装 置		
	炉 窯 等		
	電 気 設 備		
	人力機械工具等		1
物 質・材 料	用 具		1
	その他の装置・設備		1
	仮設物・建築物・構築物等	2	5
環 境 等	危険物・有害物等		36
	材 料		-36
そ の 他	荷		
	その他の起因物		1
分 類 不 能	起 因 物 な し	1	
			1

4.年齢別労働災害発生状況

	2年	元年	増 減
全 年 齢	9	48	-39
19 歳 以 下			
20歳以上29歳以下	1	18	-17
30歳以上39歳以下		12	-12
40歳以上49歳以下	1	10	-9
50歳以上59歳以下	3	3	
60 歳 以 上	4	5	-1

5.監督署別労働災害発生状況

	2年	元年	増 減
京都労働局	9	48	-39
京都上署	3	5	-2
京都下署		1	-1
京都南署	3	41	-38
福知山署	1		1
舞鶴署	1	1	
丹後署	1		1
園部署			

※データは死亡災害報告による。

令和2年 死亡災害一覧

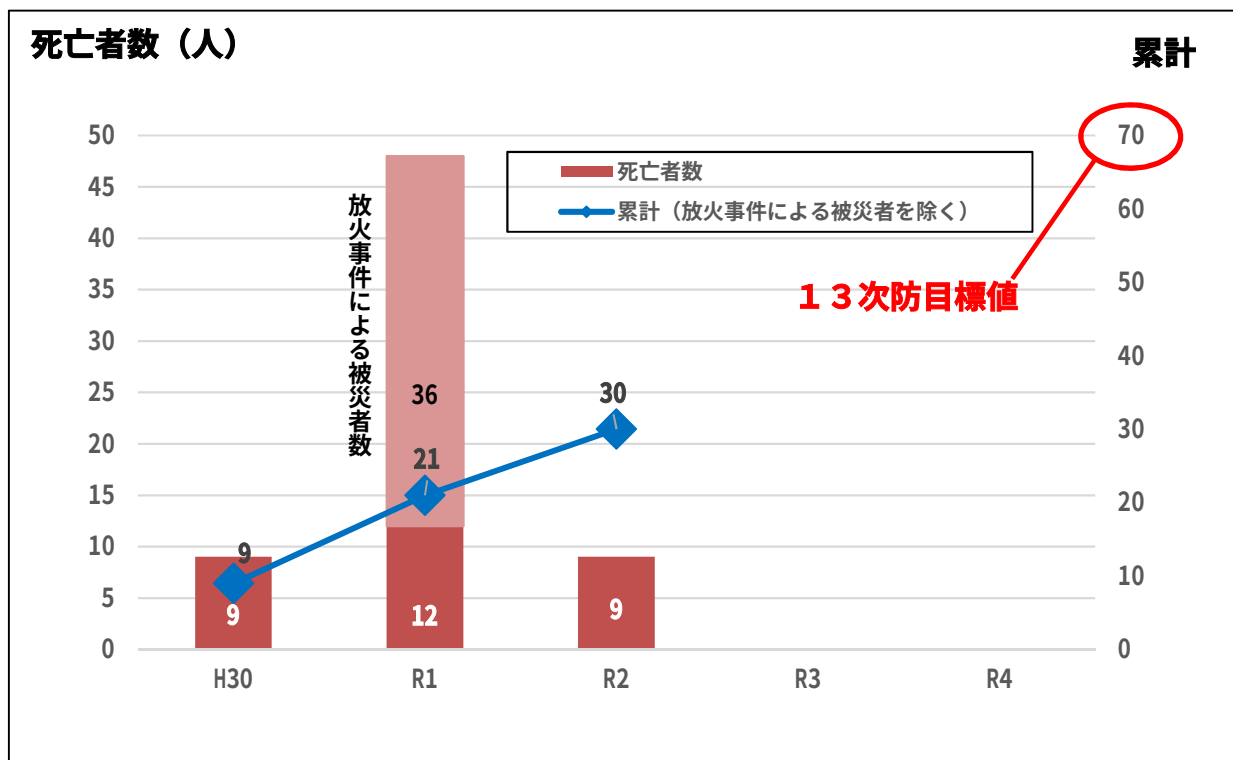
京 都 労 働 局

No	災 害 発 生 月 時	業 種	起 因 物	事 故 の 型	被 災 者 概 要 事 業 場 規 模	災 害 の 概 要
1	2月 18時	商 業 (その他の小 売 業)	乗 物 (乗用車、バ ス、バイク)	交 通 事 故 (道 路)	女 6 0 代 1 ～ 9 人	バイクで走行、交差点を右折中、直進 してきた相手方バイクと接触した。
2	5月 13時	建 設 業 (その他の土 木 工 事 業)	木 材 加 工 機 用 機 械 (チェー ンソー)	切 れ ず、 こ れ	男 4 0 代 1 ～ 9 人	けやき枯損木の枝打作業中、チェーン ソーが腹部にふれ、切傷した。
3	5月 17時	建 設 業 (その他の建 築 工 事 業)	仮 設 物 ・ 建 築 物 等 (開口部)	墜 落、転 落	男 5 0 代 1 ～ 9 人	マンション建築現場で、脚立を使用し 養生シートの取り外し作業中、ロング スパン工事用エレベーターの昇降路内 に墜落した。
4	6月 13時	鉱 業 (採石業)	建 設 機 械 等 (整地・運 搬・積込み用 機 械)	墜 落、転 落	男 5 0 代 10 ～ 29 人	ホイール式トラクターショベルで採石 場の通路を走行中、路肩の盛土に乗り 上げ、重機とともに約50m下の防災 調整池に転落した。
5	7月 17時	製 造 業 (計量器測定 器 製 造 業)	起 因 物 な し (起 因 物 な し)	そ の 他	男 5 0 代 30 ～ 49 人	業務に起因して精神障害を発症し、飛 び降り自殺した。
6	8月 7時	保 健 衛 生 業 (社会福祉施 設)	仮 設 物 ・ 建 築 物 等 (開口部)	墜 落、転 落	男 7 0 代 50 ～ 99 人	植木剪定中、建屋吹抜けの開口部から 4.7m下の床面まで墜落した。
7	9月 7時	運 輸 交 通 業 (一般貨物自 動 車 運 送 業)	建 設 機 械 等 (高 所 作 業 車)	は さま れ、 巻 き 込 ま れ	男 6 0 代 10 ～ 29 人	高所作業車にて建物の塗装作業中、高 所作業車と鉄骨の間に頭部を挟まれ た。
8	10月 12時	商 業 (その他の卸 売 業)	動 力 運 搬 機 (トラック)	交 通 事 故 (道 路)	男 2 0 代 1 ～ 9 人	高速道路で、加害者運転のトラック が、渋滞により停車中の被災者運転の トラックに衝突し、玉突き状態で前方 の大型トラックに挟まれた。
9	11月 18時	運 輸 交 通 業 (一般貨物自 動 車 運 送 業)	動 力 運 搬 機 (トラック)	激 突 さ れ	男 6 0 代 100 ～ 299 人	構内の駐車場で、トラックを駐車して 降車したところ、トラックが動き出し たため、後方に回って止めようとし て、フェンスとトラックに挟まれた。

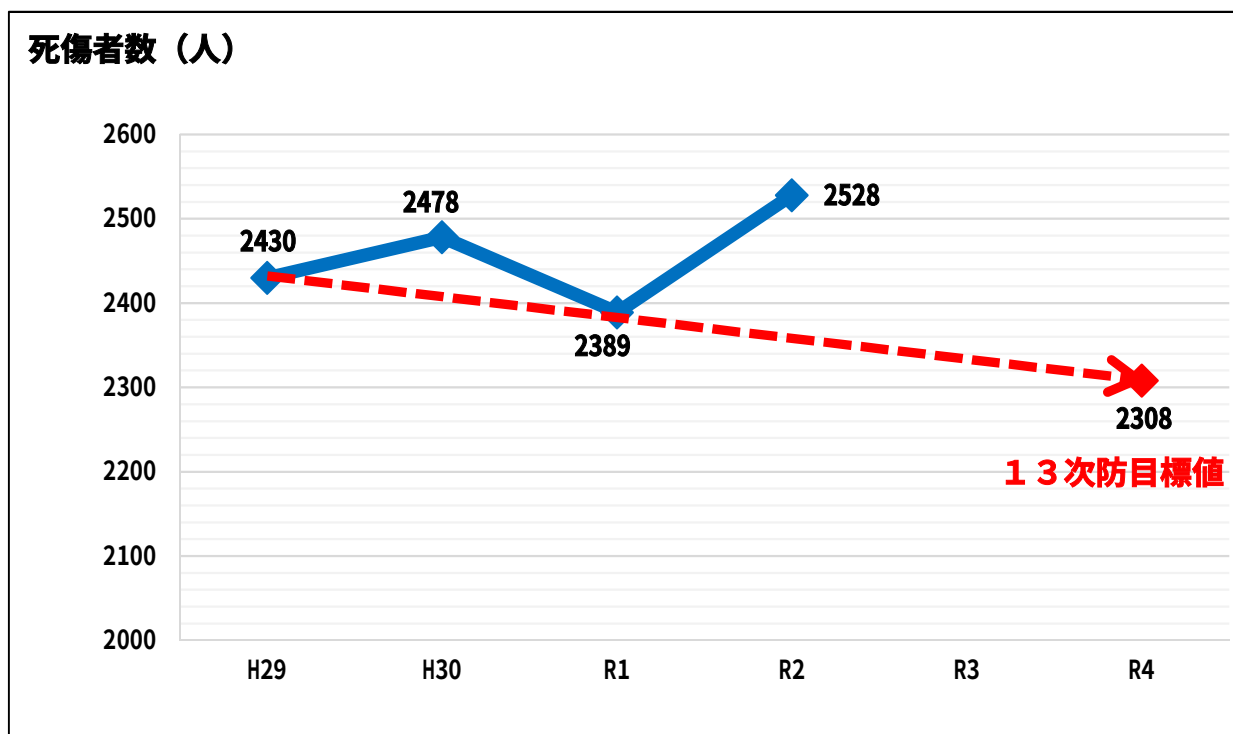
全産業 9 【製造業1 鉱業1 建設業2 運輸業2 農林業0 商業2 その他1】

第 13 次労働災害防止推進計画の進捗状況

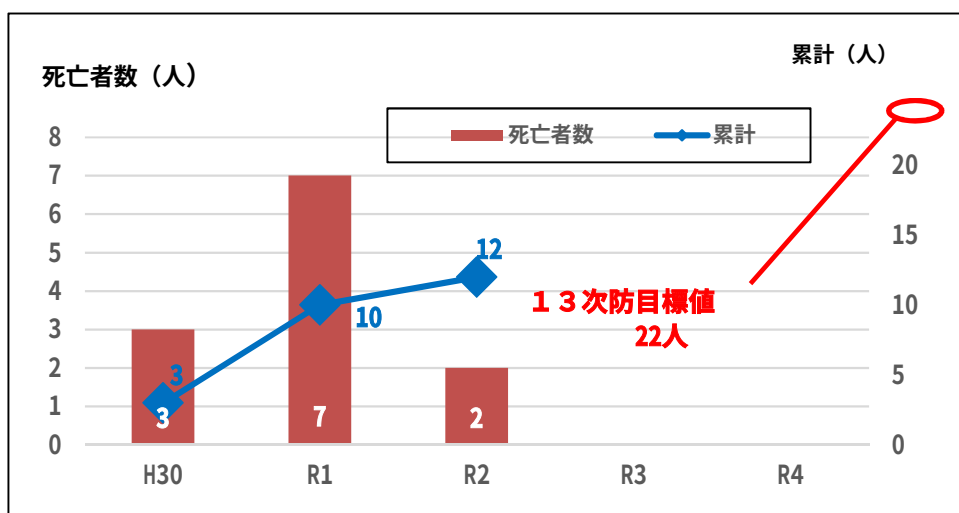
① 死亡者数【全産業】



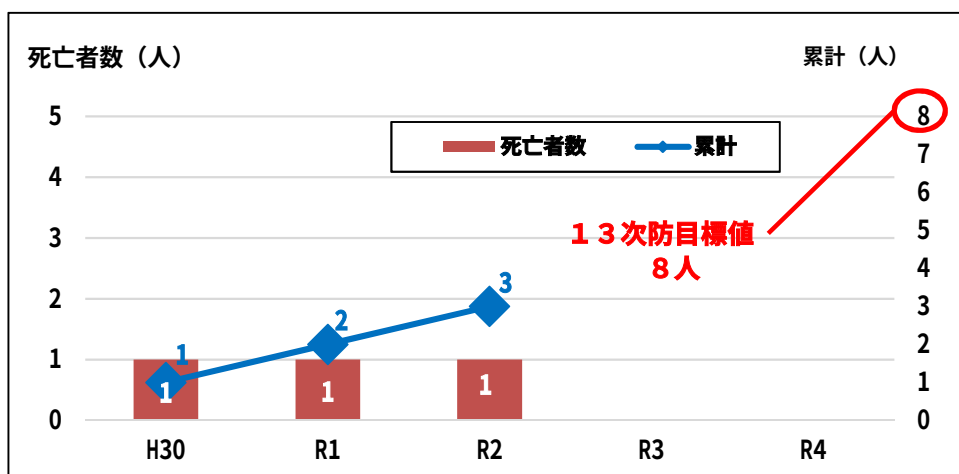
② 死傷者数【全産業】



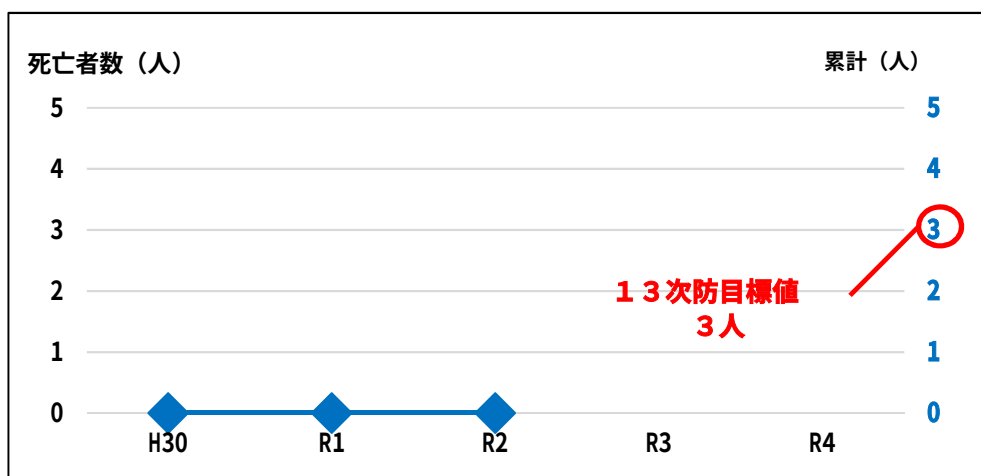
③ 重点対象業種別【建設業】死亡者



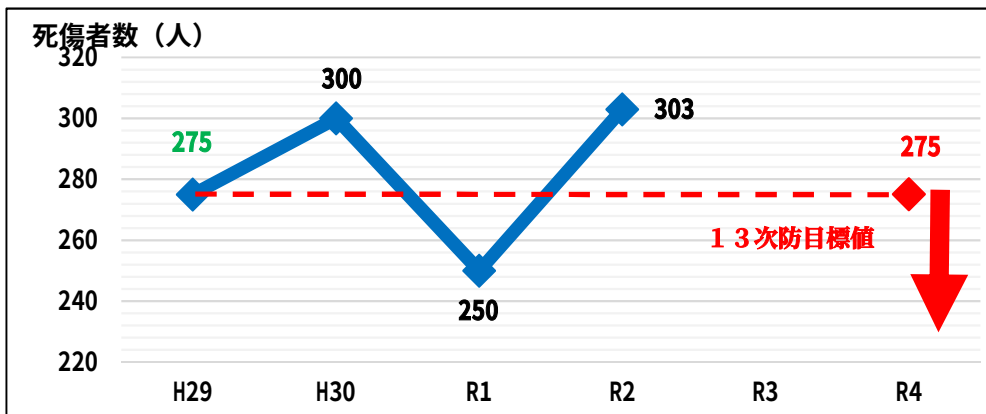
④ 重点対象業種別【製造業】死亡者数



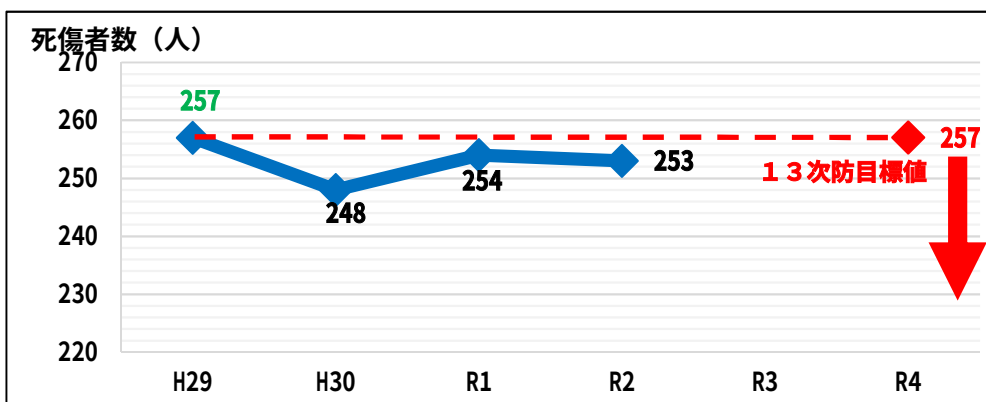
⑤ 重点対象業種別【林業】死亡者数



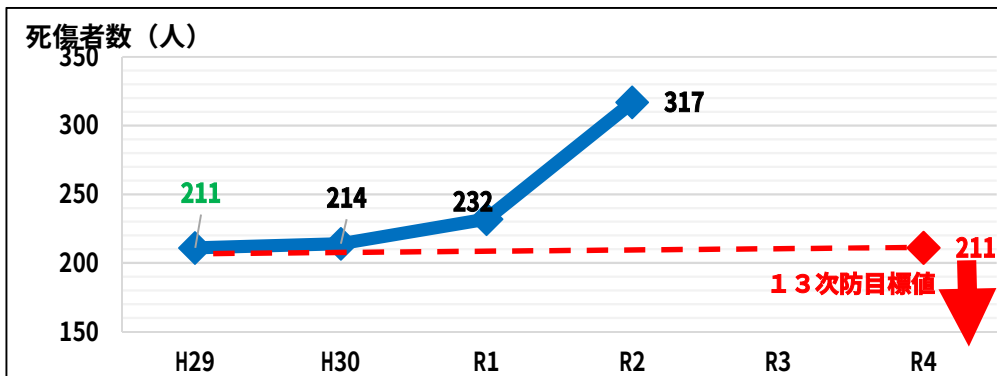
⑥ 重点対象業種別【陸上貨物運送事業】死傷者数



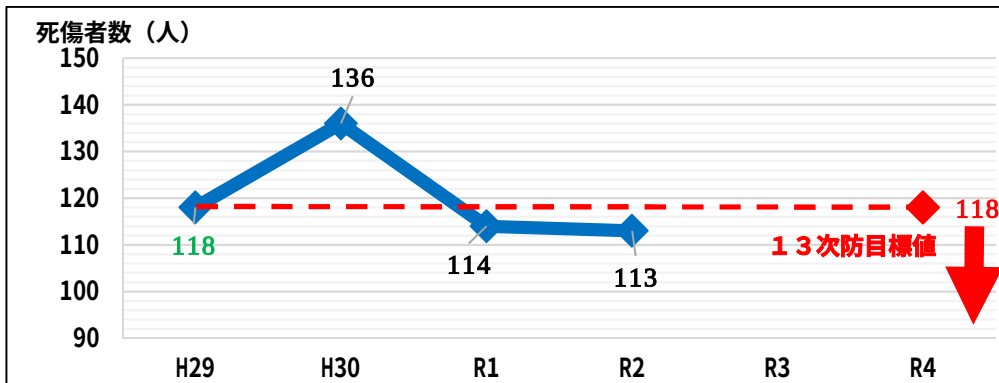
⑦ 重点対象業種別【小売業】死傷者数



⑧ 重点対象業種別【社会福祉施設】死傷者数

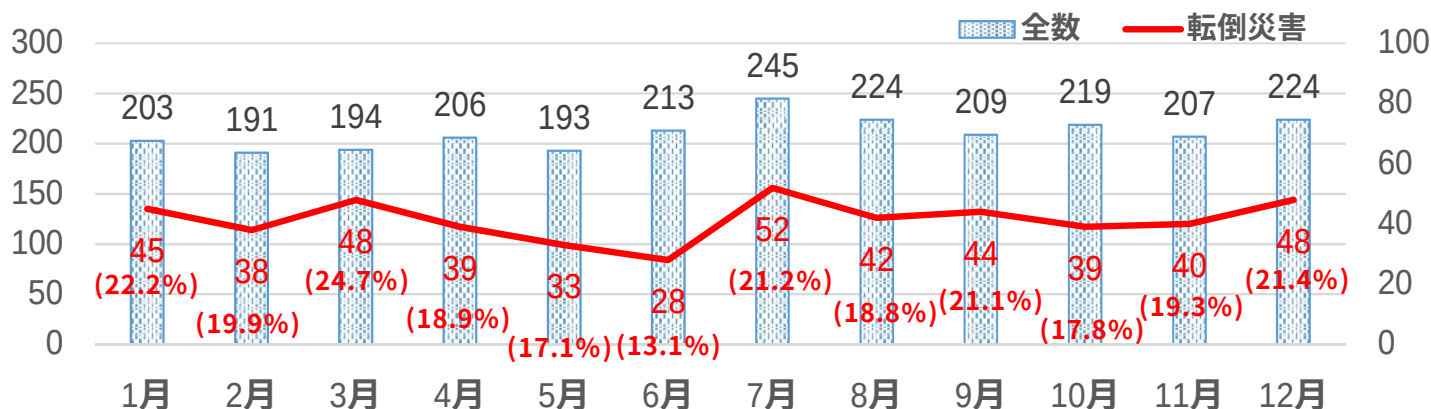


⑨ 重点対象業種別【飲食店】死傷者数



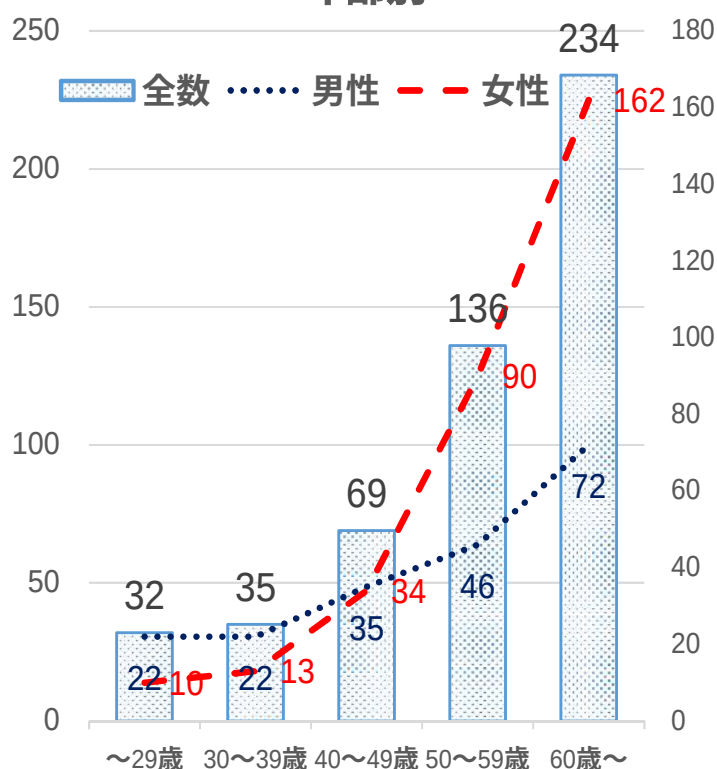
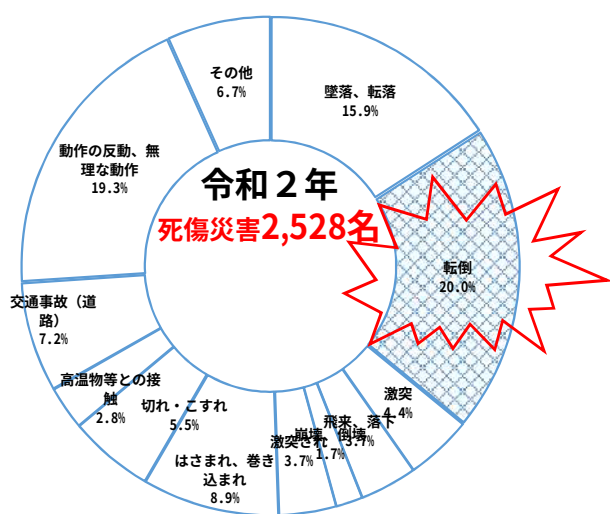
転倒災害の発生状況

令和2年 月別 休業4日以上の労働災害

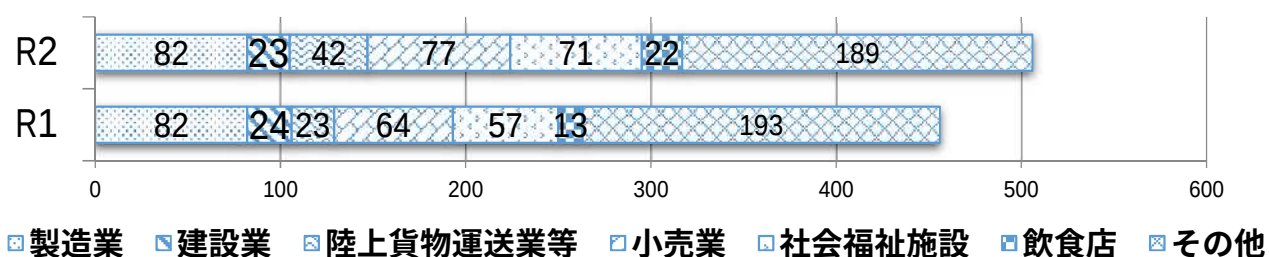


年齢別

令和2年 事故の型別死傷災害発生状況



年別・業種別 転倒災害 発生状況



STOP！ 転倒災害

転倒災害が多発しています

～ 転ばぬ先にチェックリストを活用し、転倒災害を防止しましょう ～

京都労働局

京都府内の令和2年の休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、**2,528人**と前年と比較して**5.8%増加**。

「転倒」を原因とする死傷者数は、製造業82人（前年同数）、小売業77人（前年同数）と増減のない業種、全産業で506人（前年比較**11.0%増**）、陸運業55人（前年比較**24.6%増**）、社会福祉施設71人（前年比較**35.1%増**）、飲食店22人（前年比較**10.0%増**）と増加傾向を示し、全体的に増加しています。

「転倒災害防止のためのチェックシート」を活用し、「**転倒災害防止対策**」を各職場で取り組みましょう！！

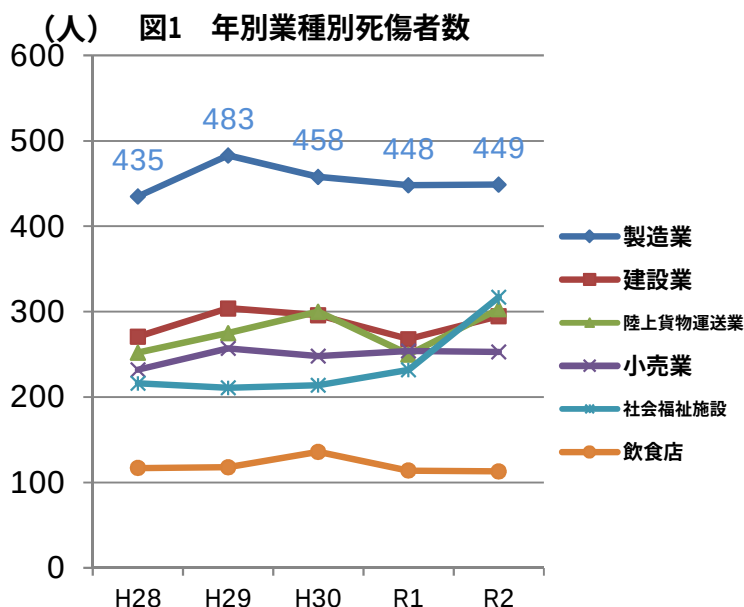
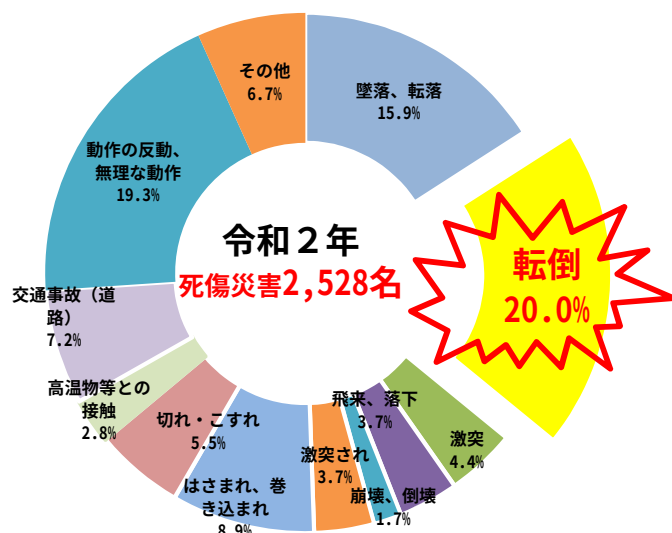


図2 令和2年事故の型別死傷災害発生状況



ポイント 1 死傷者数が前年より、**5.8%増加**し、多くの業種で前年より増加

ポイント 2 死傷災害の事故の型別では「**転倒**」が最も多く発生し、前年より、**11.0%増加**している。

図3 平成29年休業期間別死傷災害発生状況

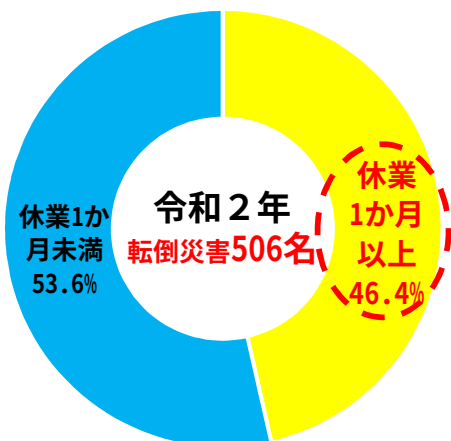
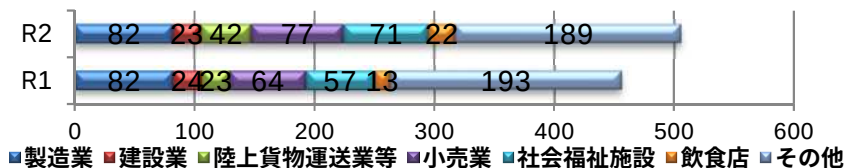


図4 令和2年業種別転倒災害発生状況



ポイント 3 転倒災害でも、休業期間が**長期におよぶ**こともある。

① 作業場所の 整理整頓



② 作業場所の 清掃



③ 毎日の 運動



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

好事例はありませんか

京都労働局では、各社で取り組まれている転倒災害防止対策の具体的な事例について、ホームページに掲載する等により周知を行い、管内の転倒災害防止対策の推進を図りたいと考えております。

詳しくは、京都労働局のホームページを参照ください。

京都労働局 転倒災害 [検索](#)

ご協力をお願いします。



見える化ステッカー

安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

【期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日】

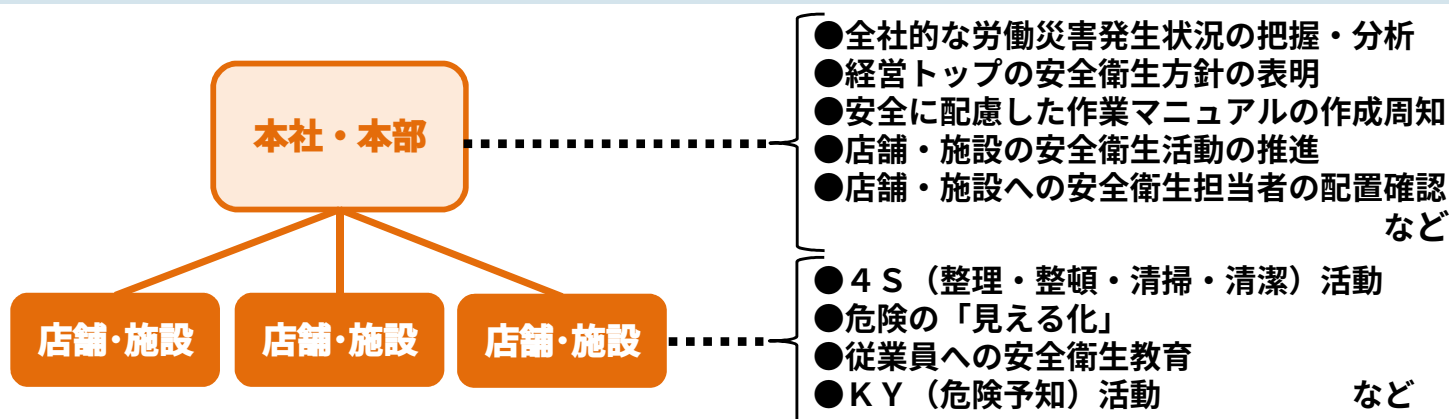


～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

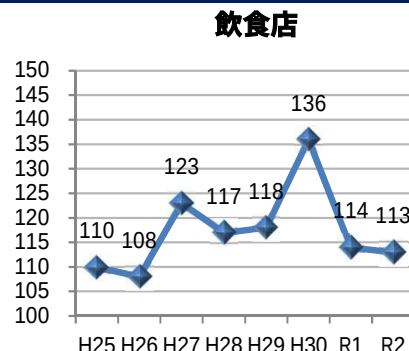
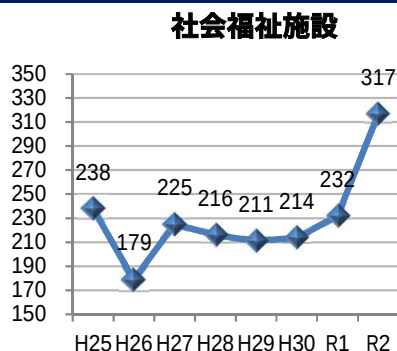
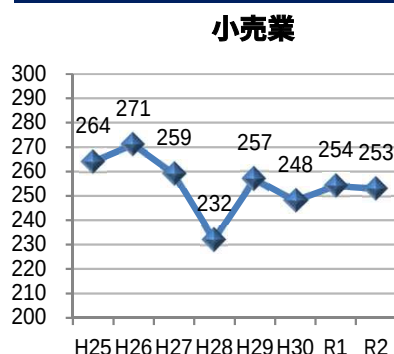
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



京都府内における小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上死傷労働災害件数

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



京都労働局・各労働基準監督署

チェックリスト

I

店舗・施設実施事項

店舗・施設では、次の各STEPの項目をチェックし、実情に応じて取り組んでください。

チェック項目		☑
STEP 1		
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止対策を実施していますか。 ※床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路の確保等	☐
2	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	☐
3	作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記、店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	☐
STEP 2		
1	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	☐
2	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	☐
3	防滑靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	☐
STEP 3		
1	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	☐
2	腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックを実施していますか。	☐
3	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	☐

チェックリスト

II

本社・本部実施事項

次の事項のうち、企業・法人の労働災害の発生状況、労働者の健康管理の状況等に応じて、チェックリストIの店舗・施設の実施事項が継続的、組織的に行われるよう。安全衛生体制の整備を含めた必要な取組を実施してください。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	☐
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	☐
3	店舗・施設の作業について、労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	☐
4	店舗・施設実施事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	☐
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	☐
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	☐

チェック項目

		☒
7	本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー等から店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導、健康確保措置を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります。）	☐
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	☐
9	店舗・施設のリスクアセスメント(職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること)を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	☐
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導及び実施状況の把握を行っていますか。	☐
11	店舗・施設における健康診断及び事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	☐

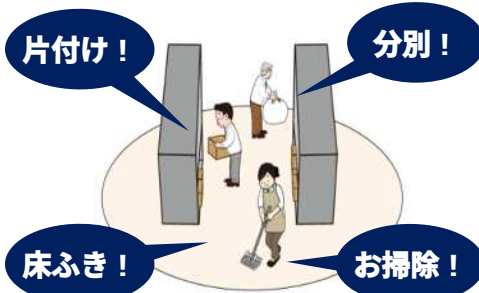
主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。

策定例

策定日 令和●年●月●日
 揭示日 令和●年●月●日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名
代表者

株式会社●●スーパーマーケット
代表取締役 安全太郎
(自筆で署名しましょう)



④ 危険の「見える化」＝危険を周知する

◆危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動でつけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。

◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修＝正しい作業方法を学ぶ

◆「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。

◆組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。

◆朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発＝全員参加により安全意識を高める

◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。

◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン）

◆店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

STOP! 転倒災害

プロジェクト



詳しくはwebで！
京都労働局HPの特設ページ

職場における転倒災害は増加の一途をたどり、休業4日以上死傷災害は全体の2割を超え、事故の型ではワーストワンです。

このため、厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を立ち上げ、様々な転倒災害防止対策を打ち立てています。京都労働局ではその一環として、各社で取り組んでいる対策事例を収集し、ホームページで掲載する等により周知を行い、他社への水平展開を図りたいと考えております。

つきましては、皆さまの事業場で取り組んでおられる具体的な対策事例を、募集いたします。